

社団法人日本獣医師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区南青山1丁目1番1号に置く。

(目 的)

第3条 本会は、獣医師道の高揚、獣医学術の振興・普及、獣医事の向上、獣医師の福祉の向上等を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、畜産の振興、公衆衛生の向上及び動物の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 獣医師道の高揚に関する事項
- (2) 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する事項
- (3) 獣医学教育の充実にに関する事項
- (4) 獣医師の研修に関する事項
- (5) 獣医事の向上に関する事項
- (6) 獣医学術及び獣医事の国際交流に関する事項
- (7) 獣医事関係の情報の提供に関する事項
- (8) 獣医学術関係書籍等の発行に関する事項
- (9) 獣医師の福祉のための共済に関する事項
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(定款施行細則)

第5条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て定款施行細則（以下「細則」という。）で定める。

(区域等)

第6条 本会は、全国を区域とする。
2 円滑な会務の運営を図るため、細則で定めると

ころにより、本会に地区制及び職域制を設ける。

第2章 会 員

(会員の資格)

第7条 本会を構成する会員の資格を有する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都道府県を区域とする社団法人である獣医師会（以下「都道府県獣医師会」という。）
- (2) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市を区域とする社団法人である獣医師会（以下「政令市獣医師会」という。）

(入 会)

第8条 本会の会員になろうとする者は、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書に次の書類を添えて会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 役員並びに会員及び賛助会員の名簿
- (3) 本会の会員になることについて、当該申込みをした者の総会で議決されていることを証する総会議事録の写し
- (4) 直近の総会資料（事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録）
- (5) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の承認があったときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(退 会)

第9条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、本会を退会する。

- (1) 会員から退会の申出があったとき
- (2) 会員たる資格を喪失したとき
- (3) 解散したとき
- (4) 会費を引き続き2年以上納入しないとき
- (5) 除名されたとき

2 前項第1号の申出は、会長が理事会の議決を経

て別に定める退会届書を会長に提出してしなければならない。

(除名)

第10条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の開催の日の14日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉をき損する行為をしたとき

(2) 定款又は総会の決議に反する行為をしたとき

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会費)

第11条 会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費その他の拠出金品は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

(届出)

第12条 会員は、その名称、所在地、代表者の氏名又は定款に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。

(賛助会員)

第13条 本会の目的に賛同する個人又は団体であつて、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出して理事会の承認を受けた者は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、本会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には、本会の事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、本会を退会する。

(1) 賛助会員から退会の申出があったとき

(2) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき

(3) 死亡又は解散したとき

(4) 賛助会費を1年以上納入しないとき

(5) 除名されたとき

5 既納の賛助会費その他の拠出金品は、賛助会員の退会の場合においても、これを返還しない。

6 第10条の規定は、賛助会員について準用する。この場合において、同規定中「会員」とあるのは「賛助会員」と読み替えるものとする。

第3章 役員等

(役員の数)

第14条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事17人以上21人以内

(2) 監事2人又は3人

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

3 理事のうち、会長1人、副会長2人及び専務理事1人を置く。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

6 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者を言う。)、特定企業の関係者又は農林水産省出身者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任等)

第15条 役員は、総会において、会員を構成する獣医師(以下「構成獣医師」という。)のうちから選任する。

2 役員を選任に関する事務を管理させるため、総会において、構成獣医師のうちから役員選任管理委員3人以上5人以内を選任する。

3 役員及び役員選任管理委員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 第17条から第19条までの規定は、役員選任管理委員について準用する。この場合において、これら規定中「役員」とあるのは「役員選任管理委員」と読み替えるものとする。

5 役員を選任等に関し必要な事項は、細則で定める。

(役員職務)

第16条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、

あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を組織し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況及び業務の執行の状況について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は農林水産大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第18条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第19条 本会は、役員が本会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、本会は、その総会の開催日の14日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第20条 役員には、報酬を与えることができる。

2 報酬の額は、総会の議決を経て決定しなければならない。

(顧問)

第21条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の承認

を受けて会長が委嘱する。

3 顧問は、本会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第4章 総 会

(総会の種別等)

第22条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会の議長及び副議長は、総会において、出席会員のうちから各1名を選出する。

4 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めるとき

(2) 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき

(3) 民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第5項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 前条第5項第2号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催日の14日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第24条 総会は、会員現在数の過半数に当たる会員が出席し、かつ出席会員の有する表決権の合計が総表決権の過半数を満たさなければ開くことができない。

2 総会において、会員が行使する表決権の数は、構成獣医師数を200人で除して得られた数(小数点以下切上げ)とする。

3 前項の構成獣医師数は、総会の開催月の3月前の月末現在の数とする。

4 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出

席会員の3分の2以上の同意があったときは、この限りでない。

- 5 総会の議事は、第26条に規定する場合を除き、出席会員の表決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の機能)

第25条 総会は、この定款において別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(特別議決事項)

第26条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席会員の表決権の3分の2以上（ただし、第2号については4分の3以上）の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員、役員選任管理委員又は獣医師道委員会委員の解任
- (5) 長期借入金
- (6) 事業計画及び収支予算
- (7) 事業報告及び収支決算
- (8) 細則の改廃(役員を選任に関する規定に限る。)

(書面又は代理人による表決)

第27条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したもののみをみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長及び副議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び副議長並びに出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び表決権数、出席会員数及び

表決権数並びに出席会員の名称及び代表者の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 理事会

(理事会の構成等)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 理事会において理事が行使する表決権は、理事1人につき1個とする。ただし、議長たる理事は、表決権を有しない。
- 5 理事がやむを得ない理由により理事会に出席できないときは、その代理人が出席して意見を述べることができる。この場合、代理人は、表決権を行使することはできない。
- 6 前項の代理人は、理事会の開始前までに代理人を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 7 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の機能)

第30条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (4) 諸規程の制定又は改廃に関すること
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第31条 理事会の議決は、出席理事の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、第29条第4項ただし書きの規定にかかわらず、議長がこれを決する。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数、出席理事数及び出席理事名（書面表決理事の場合にあっては、その旨を、また代理人の場合にあっては、その旨及び代理人の氏名を付記すること。）
- (3) 議 案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

(規定の準用)

第33条 第22条第5項第2号及び第3号、第23条第3項、第24条第1項及び第4項並びに第27条第1項、第2項及び第4項の規定は、理事会について準用する。この場合において、これら規定中「総会」及び「会員」とあるのはそれぞれ「理事会」及び「理事」と、第27条第1項中「書面又は代理人」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

第6章 獣医師道委員会

(獣医師道委員会)

第34条 獣医師道の高揚及び獣医業務の公正な発展を図るため、本会に獣医師道委員会を置く。

2 獣医師道委員会は、7人以上11人以内の委員（以下「獣医師道委員」という。）で組織する。

(獣医師道委員の選任)

第35条 獣医師道委員は、構成獣医師のうちから総会において選任する。ただし、本会の役員又は役員選任管理委員が獣医師道委員を兼ねることはできない。

(獣医師道委員会の運営等)

第36条 獣医師道委員会の運営等に関し必要な事項は、細則で定める。

(規定の準用)

第37条 第17条から第19条までの規定は、獣医師道委員について準用する。この場合において、これら規定中「役員」とあるのは、それぞれ「獣医師道委員」と読み替えるものとする。

第7章 部 会

(部 会)

第38条 職域別に応じた事業の円滑な運営を図るため、本会に細則で定める部会を置く。

2 部会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第8章 学 会

(学 会)

第39条 獣医学術の振興及び普及を図るため、本会に細則で定める学会を置く。

2 学会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第9章 事務局等

(事務局及び職員)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に職員を置く。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第41条 本会の業務の執行の方法については、細則に定めるもののほか、理事会で定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第42条 本会は、事務所に、民法第51条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 会員の異動に関する書類
- (7) 役員の履歴並びに職員の名簿及び履歴書
- (8) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (9) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (10) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (11) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号まで及び第49条第1項に規定する資料については、原則として一般の閲覧に供しなければならない。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

(資産の構成)

第44条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 会費及び賛助会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収入
- 2 本会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。
- 3 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 4 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。
- 5 普通財産は、第3項の基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第45条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費支弁の方法等)

第46条 本会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

- 2 本会が行う事業のうち、理事会において定める事業については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

(借入金)

第47条 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還す

る一時借入金の借入れをすることができる。

- 2 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において収支予算が決定するまでの間は、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて暫定予算を編成し、収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算が直近に開催される総会において決定したときは、これを当該年度の収支予算に基づいてなしたものとみなす。

(監査等)

第49条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の21日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

- 3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を受けた後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第50条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及

びその年度の収支予算書

- (4) 前年度末の会員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員及び賛助会員の異動状況を記載した書類

第11章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第51条 この定款の変更は、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解 散)

第52条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第53条 本会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、本会の目的と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第12章 雑 則

(規 程)

第54条 この定款に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な規程は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則 (昭和23年11月9日設立認可、農林省指令23畜第3469号)

第49條 この会設立当初の役員の任期は、第17條の規定に拘らず、第1回通常總會において次期役員を選挙するまでとする。

附 則 (昭和26年2月26日一部変更認可、農林省指令26畜第545号)

- 1 この定款は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。
- 2 この定款施行の日において、現に旧定款による正会員である獣医師であつて地方団体に所属する

者は、この定款による正会員となる。

3 この定款施行の日において、現に旧定款による正会員である獣医師以外の者であつて地方団体に所属する者及び現に旧定款による準会員である個人は、それぞれこの定款による準会員となる。

4 この定款施行の日において、現に正会員であつて地方団体に所属しない者は、その本人の選択によつて、この定款による正会員、準会員又は賛助会員となる。

5 この定款施行の日において、現に旧定款による賛助会員であつた者は、この定款による賛助会員となる。

6 この定款施行の日において、現に理事、監事であつた者は、この定款施行の日において任期満了したものとみなす。この場合において、これらの役員は、後任者が就任するまではその職務をとらなければならない。

7 この定款施行後最初に選任された監事の任期は、第16条の規定にかかわらず次ぎの通常總會までとする。

8 この定款施行の日において、旧定款により設けられている獣医事審議會は、第38条による獣医事審議會とする。

附 則 (昭和27年6月6日一部変更認可、農林省指令27畜第1669号)

この定款改正は、認可の日から施行する。

附 則 (昭和29年5月29日一部変更認可、農林省指令29畜第1815号)

この定款改正は、認可の日から施行する。

附 則 (昭和30年8月5日一部変更認可、農林省指令30畜第2774号)

この定款改正は、認可の日から施行する。

附 則 (昭和31年9月11日一部変更認可、農林省指令31畜第3433号)

この改正は、認可のあつた日の属する年度の次年度から施行する。

附 則 (昭和32年10月5日一部変更認可、農林省指令32畜第4824号)

この定款改正は、認可のあった日から施行する。

附 則（昭和33年12月15日一部変更認可、農林省指令33畜第6841号）

- 1 この定款改正は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。
- 2 この定款施行の前日まで現に理事監事であった者の任期は、この定款の変更に拘わらず、その任期満了の日迄とする。

附 則（昭和42年5月26日一部変更認可、農林省指令42畜B第1110号）

- 1 この定款は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。
- 2 この定款施行の前日まで現に理事監事であった者の任期は、この定款の変更に拘わらず、その任期満了の日迄とする。

附 則（昭和49年8月29日一部変更認可、農林省指令49畜B第1438号）

- 1 この定款は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。
- 2 この定款変更の施行の前日まで現に理事・監事であった者の任期は、この定款の変更にかわらず、その任期満了の日迄とする。

附 則（昭和55年10月30日一部変更認可、農林水産省指令55畜B第2976号）

- 1 この定款は、主務官庁の認可を受けた日から施行する。
- 2 この定款変更の施行の前日まで現に理事・監事であった者の任期は、この定款の変更にかわらず、その任期満了の日迄とする。

附 則（平成6年5月20日一部変更認可、農林水産省指令6畜B第670号）

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日（平成6年5月20日）から施行する。ただし、役員の数及び職務に関する事項については、平成8年6月30日までは、変更後の定款第14条及び第16条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、この定款変更の施行の際に現に役員である者の任期は、変更後の定款第17条の規定にかかわらず、平成8年6月30日までとする。
- 2 この定款変更の施行の際に現に獣医師道審議会委員である者は、その際変更後の定款第32条第2項に定める獣医師道委員として選任されたものとみなし、その任期は、変更後の定款第35条の規定により準用する第17条の規定にかかわらず、平成8年6月30日までとする。
- 3 この定款変更後の直近の総会において選任される役員選任管理委員の任期は、変更後の定款第15条第4項の規定により準用する第17条の規定にかかわらず、選任された日から平成8年6月30日までとする。

附 則（平成11年9月1日一部変更認可、農林水産省指令11畜B第1291号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日（平成11年9月1日）から施行する。

附 則（平成12年10月4日一部変更認可、農林水産省指令12畜B第1438号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日（平成12年10月4日）から施行する。

附 則（平成16年8月24日一部変更認可、農林水産省指令16消安第3903号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日（平成16年8月24日）から施行する。ただし、第38条の規定に基づく部会の設置については、平成17年4月1日から適用する。